

現場説明書

- 1 業務名 久里浜西口栄通り道路詳細設計業務
2 監督員 土木部道路建設課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する ~~しない~~
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(一回以内) ~~しない~~

4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第2年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第3年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- ア 委託代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び 契約までに当該主任技術者等の経歴書を同時に提出すること。

主任技術者等届

オ 下 請 負 者 届 下請発注の都度提出すること。

カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	---------------	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

業務仕様書 総則

(適用範囲)

- 1 この共通仕様書は、本市の土木事業に係る調査、設計、計画及び解析に関する業務委託に適用する。また、本業務の仕様は、神奈川県の実業・調査・設計業務共通仕様書に準拠するものとする。
- 2 設計図及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

(用語の定義)

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- 1 指示とは、受託者側の発議により監督員が受託者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 2 承諾とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し監督員が了解することをいう。
- 3 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(業務計画)

受託者は、あらかじめ業務計画書を提出して、承諾を得なければならない。

(業務主任技術者と編成)

- 1 受託者は、技術業務を行う班編成とその内容を作成し監督員に提出し承諾を得なければならない。
- 2 業務主任技術者は、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- 3 業務主任技術者は、監督員の指示する一切の事項を処理するものとする。

(事務管理)

受託者は、業務実施にあたり別に定める適用示方書等を遵守し、常に善良なる管理を行い業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、また改善の必要が認められる場合は協議をしなければならない。

(打ち合わせ)

- 1 受託者は、業務を円滑に遂行するために監督員の指示する個所など、必要な段階で手戻りのないよう監督員と打ち合わせしなければならない。
- 2 共通仕様書、設計図及び特記仕様書に記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、監督員と協議するものとする。

(現地調査の土地立ち入り等)

- 1 現地調査を実施するために国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、関係法令に準拠し土地立ち入り等を行わなければならない。
- 2 現地調査の実施にあたり宅地又は、かき、もしくは柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめその所有者に通知しなければならない。

(土地の使用)

受託者は、植物、かき、もしくは柵等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得てから行うものとする。

(官公庁等への手続き)

- 1 業務実施のため、必要な関係官庁その他に対する諸手続きは監督員と打ち合わせの上、受託者の負担において迅速に処理しなければならない。
- 2 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたい時は延滞なくその旨を監督員に申し出て協議する。

(資料等の交付及び返還)

- 1 受託者は、貸与する事に定められた図面及びその他関係資料等を監督員に請求して交付を受けるものとする。
- 2 受託者は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後ただちに返還しなければならない。

(成果の作成)

受託者は、設計及び解析業務の成果の整理を行う場合は事前にその内容について、監督員と協議するものとする。

(検査)

- 1 受託者は、特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した個所又は主要な作業段階の区切り目等には、監督員の確認を受けなければならない。
- 2 受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品及び関係資料等を揃えておくものとし、業務主任技術者が検査を受けなければならない。

(成果品)

成果品はこの仕様書に定めるもののほか、特記仕様書によるものを提出する。

(秘密の保持)

受託者は、受託業務内容及びその結果を監督員以外に公表、貸与又は使用してはならない。なお、止むを得ない場合には、文書により申請して監督員の承諾を得なければならない。

(電子計算機)

- 1 フローチャートを提出すること。
- 2 データ及び計算式、計算結果等の印刷については、監督員の指示するものを提出すること。

設計業務仕様書 通則

(主任技術者と編成)

本設計に従事する主任技術者は、当該設計業務にかかる技術士または、これと同等の力量、経験を有するものでなければならない。

(設計一般)

- 1 設計は正確かつ丁寧に行い、強度・耐久性・経済性及び美観等の諸要素を満足するものでなければならない。
- 2 設計にあたっては、現地をよく把握し、地形等の条件・ほかの工事の施工計画との関連及び技術的条件等を考慮して、現地に合致する設計を行わなければならない。

特に事前調査については、下記事項に注意すること

a 地質等に対する調査と検討

地質の調査は、設計において第一条件となるものであり、これより構造物の位置・規模・施工法・工事工程・工事費に大きな影響を及ぼすものであるから、十分な調査をすること。

b 水理に関する検討

工作物の損傷、災害等は水による事例が多く、例えば、用排水構造物の断面、橋の桁下余裕路面高は必ず水理計算を行うとともに、近隣施設の状況等も調査し、施工後断面不足等の生じないように注意すること。

- 3 管理者等の協議にあたっては、他の道路管理者・河川管理者・上下水道管理者等にかかわる工事については、必ず事前に協議をして設計を行うこと。また、上記各管理者の事業計画との調整についても十分留意すると共に、これから他事業により不要な構造物が設置されたり、手戻り等の生じないように注意すること。
- 4 設計にあたり、工法及び材料の選定は十分な検討を行い、特に近隣現場等の事例を調査し統一的思想の上で設計を行うようにすること。
- 5 特殊工法または新工法を採用する場合は、資料及び理由を明らかにし、事前に監督員の承諾を得るものとする。
- 6 設計計画が終了した後で必要な資料、構造物等については構造概要図を作成し、監督員に説明協議を行い承諾を得た後、詳細設計を行うものとする。途中の段階でも十分検討・打ち合わせを行うこと。
- 7 構造物の機能のほか、維持管理・防災に対する配慮を欠いてはならない。
- 8 公害対策は、騒音規制法、振動規制法により県知事が地域住民の生活環境を保全する必要があると認めて指示した区域内にあつては、あらかじめ調査を行い具体的な対策を立てなければならない。

(設計計画条件)

設計にあたって、安全率・震度・許容応力度・土質区分・水理条件・道路規格幅員構成等は「適用示方書・指針等」に定めるもののほか、原則として特記仕様書に示されたものとする。なお、示されていないものは、監督員の承諾を得るものとする。

(適用示方書・指針等)

設計に適用または準用する基準並びに参考図書等は、最新のものを用いるものとする。

労働安全関係法規・河川・道路関係法規等についても遵守し、特記仕様書に記載されていない適用示方書・指針等を用いる場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

(土木構造物標準設計図集の運用)

標準設計の運用に当たっては、標準設計に記載された取扱要領・使用上の注意事項・適用上の留意事項・設計条件・使用例等を熟読の上運用のこと。なお、下記事項については、標準設計の適用を行わず別途に設計を行うものとする。

1 特殊構造物

標準設計の設計条件によることが不適當な特別な設計条件にかかる構造物。

2 継続工事等

継続工事等の場合で、前後の関係から現地の状況に合わない場合。

3 その他

河川、公共下水道等他の管理施設構造物の場合。

(各種計算等)

各種計算の手順・手法・公式の引用・内容並びにその計算過程・結果については、系統的に明瞭な説明をすること。なお、応力計算を電子計算機で行う場合は、フローチャートを提出するとともに、データ及び計算結果等の印刷については、監督員の指示するものを提出すること。

道路詳細設計

(道路詳細設計)

道路詳細設計は、与えられた諸条件により実測平面図、縦・横断面図にもとづいて地質、地形、気象等の自然条件はもとより沿道の開発状況、用地水路の系統、その他すべての条件を考慮し平面、縦横断、各種小構造物等の詳細設計を行うとともに、各工種別の数量計算を行うものとする。

1 現地調査

- a 基本構想を立てるために、現地の地形・地物等全般の状況を把握するとともに作業行程、工事計画等全般の計画を立案する。
- b 土工計画（平面・縦断・横断計画等）及び構造物計画を行うに必要な現地状況の調査並びに計画終了後現地で照合確認する。

2 設計計画

諸条件及び現地調査の結果をもとに、標準横断各種構造物の基本構想を確定する。

3 平面及び縦断設計

- a 平面及び縦断設計は、地形・地質・気象・平面線形・隣接構造物・隣接河川・土工量等を考慮し詳細な設計を行うものとする。
- b 構造物は必要なものすべてを記入する。

4 横断設計

- a 横断設計は、用地取得の難易性、地形・地物の条件及び擁壁等の構造物の経済性を特に考慮し、詳細に設計を行うものとする。
- b 前項により作成した平面及び縦断設計にもとづいて、片勾配拡幅計算を行うとともに、必要なすべての構造物の設計を行うものとする。

5 土工数量計算

土工数量の計算は、平面・横断面図にもとづき断面を測定し、土量の数量計算を行い、土積図等を作成する。

6 小構造物設計

- a 前項により作成した平面・縦横断設計図により定められた方針及び設計条件にもとづき、基礎取り合い等の設計を行うものとする。
- b 擁壁の設計に当たっては、展開図の作成を行うものとする。
- c 排水工の設計に当たっては、土地利用の状況・用排水系統・路面排水・のり面排水・地下排水・通水量及び路体への影響を考慮し、詳細に設計を行うものとする。なお、各配水施設の断面形状の決定に当たっては、流量計算を行うこと。

7 取り付け道路の設計に当たっては、現状道路の形状・性質・交通量等を十分に考慮し行うものとする。

8 設計図の縮尺は次による。これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

平面図	S = 1/250
縦断面図	V S = 1/250
	H S = 1/100
標準横断面図	S = 1/30~1/50
横断面図	S = 1/100
展開図	S = 1/100

構造図 S = 1/10~1/50

詳細図 S = 1/10~1/50

9 平面図・縦横断面図及び標準横断面図は、着色することを原則とし、彩色は監督員の指示によるものとする。

10 その他、監督員の指示によるものとする。

(成果品) 製本2部(電子データを各々収納する。)

成果品作成については、原則として下記のとおりとする。

成果品名	大きさ	用紙	製本	適用
設計説明書	A4版	コピー用紙 原稿	左とじ	題字は横書き
設計計画書	A4版	コピー用紙 原稿	左とじ	題字は横書き
設計計算書	A4版	コピー用紙 原稿	左とじ	題字は横書き
設計図	A1版 A3版	原図 コピー用紙	図面は折 左とじ	
数量計算書	A4版	コピー用紙 原稿	左とじ	題字は横書き
施工計画書	A4版	コピー用紙 原稿	左とじ	題字は横書き
概算工事費	A4版	コピー用紙 原稿	左とじ	題字は横書き

その他監督員から指示がある成果品・提出物については、その指示による。

特記仕様書（その他）

本特記仕様書は『久里浜西口栄通り道路詳細設計業務』（以下、「本業務」という）に適用する。

（設計業務）

- 1 道路構造令設計規格対照比較表を作成すること。
- 2 本市土木構造物標準設計図集を貸与するので仕様を参照するとともに活用すること。
- 3 神奈川県県土整備局（道路管理課・道路整備課）制定の『道路設計の手引き』（平成24年4月改定）を貸与するので参照すること。
- 4 予備設計業務、測量業務、地質土質調査業務の結果を貸与するので考慮して設計を行うこと。
- 5 既存の流入及び流出排水系統を調査し、排水計画を行うとともに、調査資料を提出すること。
- 6 道路の埋設及び添架物件を調査し、その資料を提出すること。また、平面図と横断面図にその調査結果を示すこと。
- 7 街路樹は、種類、目通り、高さを調査し移植及び処分等を検討し設計を行うこと。
- 8 各種工事数量の算出に当たっては、最新の関東地方整備局企画部監修の『土木工事数量算出要領（案）』及び神奈川県県土整備局が発行する土木工事積算基準書等に基づき、工種毎に工事発注に必要な数量を算出すること。
- 9 数量計算にあたり施工工程を考慮した土工定規を作成すること。土工定規は掘削、埋戻など工種毎に分け、CAD上で閉じた線により作成すること。
- 10 数量計算において、面積・体積については測点での平均断面法による算出を原則とし、異なる手法を用いる場合は監督員の承諾を得ること。
- 11 現場調査は、電車、バス、タクシー等の乗降者に特に注意すること。また、隣接する病院等の来院者、高齢者に配慮すること。関係機関との打合せ等が生じた場合は監督員の指示を受けること。
- 12 当該道路は路線バス（京急バス）、送迎バス、タクシー等の乗降場があるため、これらの車両の運行の妨げにならないように配慮し施工計画を検討すること。
- 13 数量計算書（面積計算書、土積計算書、流用調書、本工事内訳書等）は別途指示する本市指定の様式とする。各数量の端数処理、有効桁等については土木工事数量算出要領（案）を遵守すること。
- 14 概算工事費は神奈川県土木工事標準積算基準書の各工種の積算方法を確認のうえとりまとめをおこなうこと。
- 15 報告書の中に文献を引用する場合は、出展元・年版・頁番号を記載すること。
（例：道路構造令の解説と運用・H27.6・P100）
- 16 報告書の作成にあたり、結果だけを示すことなく検討過程を示して記述すること。
- 17 設計協議について、第1回打合せ及び成果品納入時は主任技術者が立会うこと、業務の区切り時に中間打合せを5回行う予定であるが、必要に応じて変更することとし、必要があれば現場を再確認すること。その他疑義がある場合はその都度確認のうえ進めること。
- 18 本路線の工事は複数年を予定しているため、設計計画を検討後、監督員と協議し工区ごとに成果品を作成すること。
- 19 成果品は、製本及び電子データ（CD-R）を各2部とする。電子データのファイル形式につ

いては監督員の指示を受ける。また電子データの授受の際は最新版のウィルスチェックを行うこと。

20 貸与品の一覧

- ・土木構造物標準設計図集
- ・道路設計の手引き
- ・久里浜西口栄通り道路予備設計業務
- ・久里浜西口栄通り測量業務成果
- ・久里浜西口栄通り地質土質調査業務成果

(交通量調査)

1 調査箇所

位置図の3箇所の地点で交通量調査を行う。

2 調査内容

- ・方向別車種別自動車交通量調査（5車種分類、60分毎）【調査箇所①、③】
- ・歩行者、自転車交通量調査（60分毎）【調査箇所①、②、③】
- ・滞留長及び渋滞長調査（1時間に1回計測）【調査箇所③】
- ・信号現示調査（朝、昼、夕方）【調査箇所③】
- ・渋滞状況の確認及び渋滞要因の把握【調査箇所③】

3 調査日時

- ・調査日は、5、10日を除く平日1日及び休日1日の2日間とし事前に協議すること。
- ・調査時間は、午前7時から翌日午前7時までの24時間

4 調査方法

- ・調査箇所を通過する車両の台数を、方向別・車種別、時間別に観測する。
- ・観測は12時間または、24時間連続とし、60分毎に観測台数を記録する。
- ・車種分類は、動力付き二輪車類、乗用車、バス、小型貨物車、普通貨物車の5車種とする。
- ・歩行者、自転車調査を併せて実施する。

電子データ作成に係る詳細事項

1 電子データ格納媒体

- (1) 提出を受けた電子データの原本性を確保するため、提出する媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R のみを使用する。(CD-RW、DVD は不可)
- (2) 1 枚の CD-R に格納することを原則とし、収まらない場合は各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。
- (3) CD-R は、ISO9660 フォーマット (レベル1) を標準とする。

注.) 「ISO9660」は、汎用性が高い CD-R/RW 用の標準フォーマット規格である。

この規格は、ファイル名として使用可能な文字数に応じてレベル1～3が規定されている。

この他に、Windows95/98/NT 用に Microsoft が ISO9660 を拡張した「Joliet」Macintosh 用の独自フォーマットである、「HFS」、UNIX 系の OS 用の ISO9660 を拡張した「RockRidge」などがあるが、本業務では利用しないこと。

2 ウィルスチェック

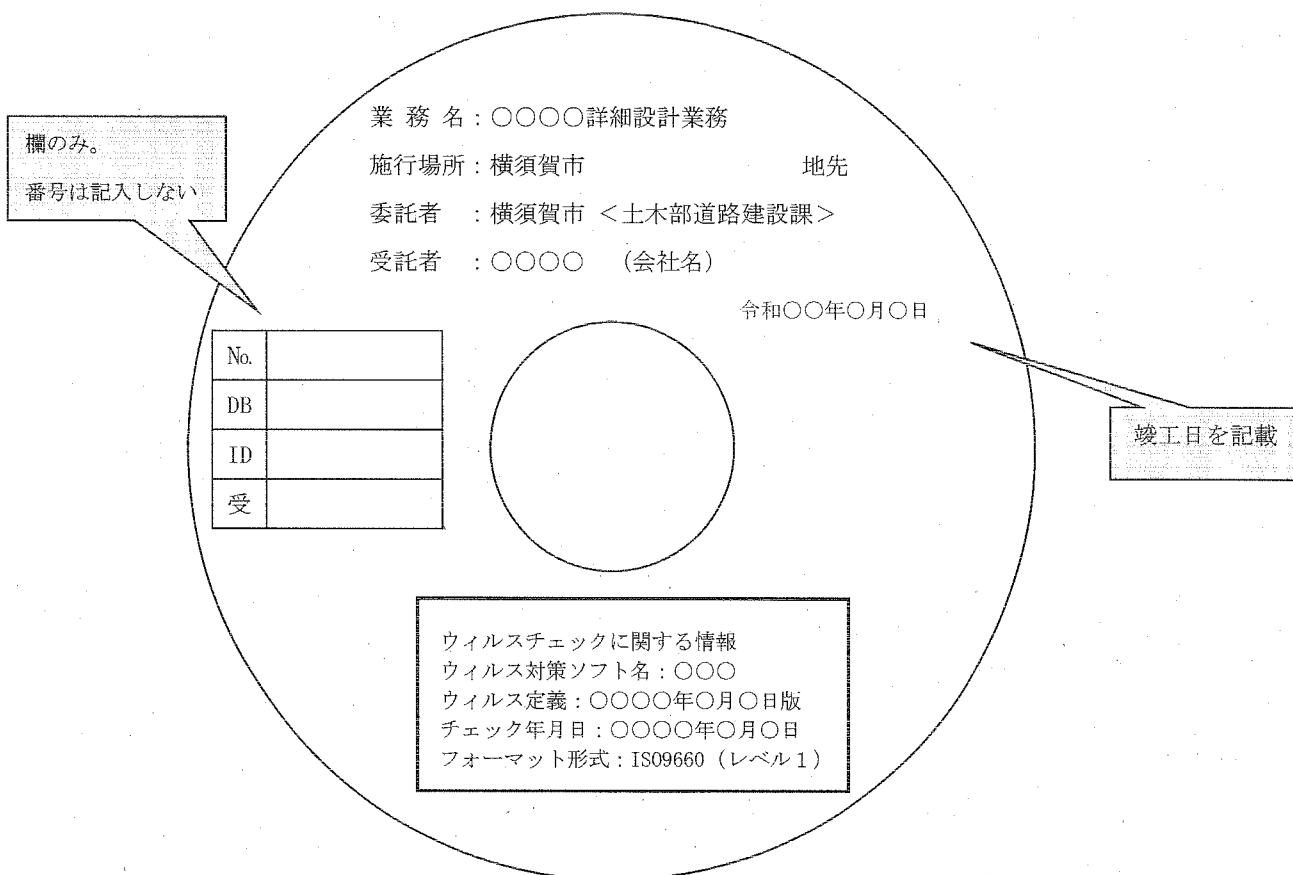
- (1) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウィルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (3) CD-R の表面には、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス (パターンファイル) 定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

3 ラベル作成

- (1) 提出する媒体には、次ページの「提出媒体のラベル表示例」の通り、各項目を表示すること。
- (2) 表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。

注.) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあることため使用不可とする。

提出媒体のラベル表示例



提出媒体ケース背表紙表示例

〇〇〇〇詳細設計業務 令和〇〇年〇月〇日

竣工日を記載

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条(受託者等の責務)、第32条及び第33条(罰則)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

積算諸条件調書に係る追加事項

~~1 市独自単価及び積算における補足資料について~~

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

~~2 市場単価の端数処理について~~

市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（少数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。

3 基準書等の適用について

本業務は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1) 設計業務等標準積算基準書 | 令和元年7月1日版 |
| 2) 積算参考資料（計画・調査編） | 令和元年7月1日版 |
| 3) 建設機械等損料表 | 令和元年度版 |

4 交通量調査について

交通量調査は、諸経費込みの見積りによる歩掛であるため、管理費区分は、諸経費対象外としている。

令和 02 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

設 計 書 番 号	年度 02
事 業 所 名	横須賀市土木部
(工 事 ・ 業 務) 名	久里浜西口栄通り道路詳細設計業務
(工 事 ・ 業 務) 簡 所	横須賀市久里浜 1 丁目 575 番 2 地先から 1244 番地先まで
(河 川 ・ 路 線 ・ 区 域) 名	市道 4688 号
単 価 採 用 地 区 名	横須賀
事 業 区 分	単費
工 期	180 日間
設 計 金 額	(円)
	円
設 計 概 要	
(起 工 ・ 変 更) 理 由	

令和 02 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

< 支出科目 >

款	09 土木費
項	02 道路橋りょう費
目	04 交通安全施設費
節	13 委託料
細節	57 工事請負に係る委託料 [建設目]

< 合併区分情報 >

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

< 全体金額情報 >

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)				
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

令和 02 年度 積算諸条件調書 (当初)

経費等情報	レ 設計業務	委託先/α、β	建設コンサルタント/α=35%、β=35%		
		電子成果品作成費	計上する(詳細設計)		
		旅費交通費	計上する(設計)		
	測量業務	安全費率			
		電子成果品作成費			
		旅費交通費			
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費			
		施工管理費			
		旅費交通費			
	地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β			
	港湾測量業務	技術経費率			
	港湾磁気探査業務	技術経費率			
業務委託	諸経費率				
	技術経費率				
設計業務等標準積算基準書	適用年版	令和01年7月1日適用			
資材等単価表	適用年版	令和02年7月1日基準			
積算数量等情報	名称		採用数量	単位	備考
(その他情報欄)					

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目 工種 種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計業務					
設計業務費	1	式			
道路計画・設計	1	式			
道路設計	1	式			第1001号内訳書
打合せ協議	1	式			第1002号内訳書
交通量調査	1	式			
交通量調査	1	式			第1003号内訳書
旅費交通費(率計上分)	1	式			
電子成果品作成費(率計上分)	1	式			
直接原価計	1	式			
その他原価	1	式			
一般管理費等	1	式			
設計業務価格	1	式			

第1001号 内訳書
道路設計

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 道路詳細設計					第1001号下内
	1	式			
合 計					

第1002号 内訳書
打合せ協議

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0030) 打合せ協議					第1002号下内
	1	式			
合 計					

第1003号 内訳書
交通量調査

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0050) 交通量調査					第1003号下内
	1	式			
合 計					

第1001号 下位内訳書
AMA0010 道路詳細設計

1 式 当り
適用年版 T0207

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI65401) 道路詳細設計(A)(複合)単独延長1km未満					第1001号単価表
J01=計上する, J02=計上する, J03=計上する, J04=計上する, J05=計上する, J06=計上しない, J07=計上する, J08=計上する, J09=計上する, J10=計上する, J11=市街地, J12=1~2車線, J13=複断面 無 暫定計画, J14=有, J15=有, J16=無, J17=無, J18=有, J19=無, J20=有, J21=0.4 km	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

第1002号 下位内訳書
AMA0030 打合せ協議

1 式 当り
適用年版 T0207

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI64100) 道路設計業務 打合せ					第1011号単価表
J01=標準, J02=回	1	業務			
合 計					
	1	式			円/式

第1003号 下位内訳書
AMA0050 交通量調査

1 式 当り
適用年版 T0207

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0020) 交通量調査					
	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

第1001号 単価表
DI65401 道路詳細設計(A) (複合)単独延長1km未満

1 式 当り
適用年版 T0207

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI65405) 道路詳細設計(A) 設計計画等	1	式			第1002号単価表
(DI65410) 道路詳細設計(A) 現地踏査	1	式			第1003号単価表
(DI65415) 道路詳細設計(A) 平面縦断設計	1	式			第1004号単価表
(DI65420) 道路詳細設計(A) 横断設計	1	式			第1005号単価表
(DI65425) 道路詳細設計(A) 道路付帯構造物	1	式			第1006号単価表
(DI65435) 道路詳細設計(A) 設計図	1	式			第1007号単価表
(DI65440) 道路詳細設計(A) 数量計算	1	式			第1008号単価表
(DI65445) 道路詳細設計(A) 照査	1	式			第1009号単価表
(DI65450) 道路詳細設計(A) 報告書作成	1	式			第1010号単価表
合 計					
	1	式			円/式

条 件 名 称	入 力 値	条 件 値
J01 設計計画等の計上	1	計上する
J02 現地踏査の計上	1	計上する
J03 平面縦断設計の計上	1	計上する
J04 横断設計の計上	1	計上する
J05 道路付帯構造物等の計上	1	計上する
J06 仮設構造物等の計上	2	計上しない
J07 設計図の計上	1	計上する

第1001号 単価表
 DI65401 道路詳細設計(A)(複合)単独延長1km未満

1 式 当り
 適用年版 T0207

J08	数量計算の計上	1	計上する
J09	照査の計上	1	計上する
J10	報告書の計上	1	計上する
J11	地形区分	4	市街地
J12	車線数	1	1~2車線
J13	複断面・暫定計画の有無	4	複断面 無 暫定計画 無
J14	歩道等設計の有無	1	有
J15	取付道路・付替水路・管渠設計有無	1	有
J16	道路環境関連施設設計の有無	2	無
J17	特殊法面と道路の一体設計の有無	2	無
J18	工区ごとの成果品分割の有無	1	有
J19	路床入替等処理への設計の有無	2	無
J20	車線変更設計の有無	1	有
J21	単独区間当たりの設計延長(km)	0.4	0.4 km

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長		人			[1]
(R0402) 主任技師		人			[1]
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 単独区間当たりの設計延長	2	1.0km未満			
J02 設計延長 (km)	0.4	0.4 km			
J03 地形区分	4	市街地			
J04 車線数	1	1~2車線			
J05 複断面の有無	2	無			
J06 暫定計画の有無	2	無			
J07 歩道等設計の有無	1	有			
J08 取付道路・付替水路・管渠設計の有無	1	有			
J09 道路環境関連施設設計の有無	2	無			
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2	無			
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1	有			
J12 路床入替等処理への設計の有無	2	無			
J13 車線変更設計の有無	1	有			

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 単独区間当たりの設計延長	2		1.0km未満		
J02 設計延長(km)	0.4		0.4 km		
J03 地形区分	4		市街地		
J04 車線数	1		1~2車線		
J05 複断面の有無	2		無		
J06 暫定計画の有無	2		無		
J07 歩道等設計の有無	1		有		
J08 取付道路・付替水路・管渠設計有無	1		有		
J09 道路環境関連施設設計の有無	2		無		
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2		無		
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1		有		
J12 路床入替等処理への設計の有無	2		無		
J13 車線変更設計の有無	1		有		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			[1]
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(R0406) 技術員		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 単独区間当たりの設計延長	2		1.0km未満		
J02 設計延長(km)	0.4		0.4 km		
J03 地形区分	4		市街地		
J04 車線数	1		1~2車線		
J05 複断面の有無	2		無		
J06 暫定計画の有無	2		無		
J07 歩道等設計の有無	1		有		
J08 取付道路・付替水路・管渠設計有無	1		有		
J09 道路環境関連施設設計の有無	2		無		
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2		無		
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1		有		
J12 路床入替等処理への設計の有無	2		無		
J13 車線変更設計の有無	1		有		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(R0406) 技術員		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 単独区間当たりの設計延長	2	1.0km未満			
J02 設計延長(km)	0.4	0.4 km			
J03 地形区分	4	市街地			
J04 車線数	1	1~2車線			
J05 複断面の有無	2	無			
J06 暫定計画の有無	2	無			
J07 歩道等設計の有無	1	有			
J08 取付道路・付替水路・管渠設計の有無	1	有			
J09 道路環境関連施設設計の有無	2	無			
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2	無			
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1	有			
J12 路床入替等処理への設計の有無	2	無			
J13 車線変更設計の有無	1	有			

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(R0406) 技術員		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 単独区間の当たりの設計延長	2		1.0km未満		
J02 設計延長(km)	0.4		0.4 km		
J03 地形区分	4		市街地		
J04 車線数	1		1~2車線		
J05 複断面の有無	2		無		
J06 暫定計画の有無	2		無		
J07 歩道等設計の有無	1		有		
J08 取付道路・付替水路・管渠設計の有無	1		有		
J09 道路環境関連施設設計の有無	2		無		
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2		無		
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1		有		
J12 路床入替等処理への設計の有無	2		無		
J13 車線変更設計の有無	1		有		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(R0406) 技術員		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ[1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 単独区間当たりの設計延長	2	1.0km未満			
J02 設計延長(km)	0.4	0.4 km			
J03 地形区分	4	市街地			
J04 車線数	1	1~2車線			
J05 複断面の有無	2	無			
J06 暫定計画の有無	2	無			
J07 歩道等設計の有無	1	有			
J08 取付道路・付替水路・管渠設計の有無	1	有			
J09 道路環境関連施設設計の有無	2	無			
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2	無			
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1	有			
J12 路床入替等処理への設計の有無	2	無			
J13 車線変更設計の有無	1	有			

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(R0406) 技術員		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

条 件 名 称	入 力 値	条 件 値
J01 単独区間当たりの設計延長	2	1.0km未満
J02 設計延長(km)	0.4	0.4 km
J03 地形区分	4	市街地
J04 車線数	1	1~2車線
J05 複断面の有無	2	無
J06 暫定計画の有無	2	無
J07 歩道等設計の有無	1	有
J08 取付道路・付替水路・管渠設計有無	1	有
J09 道路環境関連施設設計の有無	2	無
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2	無
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1	有
J12 路床入替等処理への設計の有無	2	無
J13 車線変更設計の有無	1	有

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			[1]
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

条 件 名 称	入 力 値	条 件 値
J01 単独区間当たりの設計延長	2	1.0km未満
J02 設計延長(km)	0.4	0.4 km
J03 地形区分	4	市街地
J04 車線数	1	1~2車線
J05 複断面の有無	2	無
J06 暫定計画の有無	2	無
J07 歩道等設計の有無	1	有
J08 取付道路・付替水路・管渠設計の有無	1	有
J09 道路環境関連施設設計の有無	2	無
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2	無
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1	有
J12 路床入替等処理への設計の有無	2	無
J13 車線変更設計の有無	1	有

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			[1]
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

条 件 名 称	入 力 値	条 件 値
J01 単独区間当たりの設計延長	2	1.0km未満
J02 設計延長 (km)	0.4	0.4 km
J03 地形区分	4	市街地
J04 車線数	1	1~2車線
J05 複断面の有無	2	無
J06 暫定計画の有無	2	無
J07 歩道等設計の有無	1	有
J08 取付道路・付替水路・管渠設計の有無	1	有
J09 道路環境関連施設設計の有無	2	無
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2	無
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1	有
J12 路床入替等処理への設計の有無	2	無
J13 車線変更設計の有無	1	有

第1011号 単価表
DI64100 道路設計業務 打合せ

1 業務 当り
適用年版 T0207

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			
(R0403) 技師 (A)		人			
(R0404) 技師 (B)		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 中間打合せの回数	1		標準		
J02 中間打合せの回数(実数入力)			回		

数 量 計 算 書

工 種	数 量 計 算 根 拠	単 位	数 量
道路計画・設計		式	1
道路詳細設計		式	1
道路詳細設計(A) (複合)単独延長1km未満		式	1
(1) 設計計画等の計上	計上する		
(2) 現地踏査の計上	計上する		
(3) 平面縦断設計の計上	計上する		
(4) 横断設計の計上	計上する		
(5) 道路付帯構造物等の計上	計上する		
(6) 仮設構造物等の計上	計上しない		
(7) 設計図の計上	計上する		
(8) 数量計算の計上	計上する		
(9) 照査の計上	計上する		
(10) 報告書の計上	計上する		
(11) 地形区分	市街地		
(12) 車線数	1~2車線		
(13) 複断面・暫定計画	なし		
(14) 歩道等設計	あり		
(15) 取付道路、付替水路、管渠設計	あり		
(16) 道路環境関連施設の設計	なし		
(17) 特殊法面と道路の一体設計	なし		
(18) 工区ごとの成果品分割	あり		
(19) 路床入替等処理	なし		
(20) 車線変更等設計	あり		
(21) 単独区間当たりの設計延長(km)	0.40km		
打合せ協議		式	1
道路設計業務 打合せ	標準(中間5回)	業務	1
交通量調査		式	1
交通量調査		式	1
交通量調査	3箇所を1式計上	式	1

位置図

記号

縮尺

1 : 5000

制定年度

久里浜西口栄通り道路詳細設計業務

横須賀市久里浜1丁目575番2地先から1244番地先まで

